



資料 4

かながわ自殺対策計画の改定に係る骨子案について

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課精神保健医療グループ

令和4年8月

- 1 経緯
- 2 新たな「自殺総合対策大綱」の素案
- 3 かながわ自殺対策計画（平成30年度～令和4年度）について
- 4 かながわ自殺対策計画（平成30年度～令和4年度）の目標と達成状況
- 5 かながわ自殺対策計画改定に係る骨子案
- 6 今後のスケジュール

1 経緯

	国	神奈川県
H18 (2006) 年	「自殺対策基本法」制定	
H19 (2007) 年 6月	「自殺総合対策大綱」閣議決定	
8月		「かながわ自殺対策会議」設置
H23 (2011) 年 3月		「かながわ自殺総合対策指針」策定
H24 (2012) 年	「自殺総合対策大綱」見直し (第2次)	
H28 (2016) 年	「自殺対策基本法」改正	
H29 (2017) 年 7月	「自殺総合対策大綱」見直し (第3次)	
H30 (2018) 年 3月		「かながわ自殺対策計画(平成30年度～令和4年度)」策定
H31 (2019) 年 3月	「自殺総合対策の推進に関する有識者会議」設置	
R 4 (2022) 年 4月	「自殺総合対策の推進に関する有識者会議」報告書	

<予定>

R 4 (2022) 年 夏頃	「自殺総合対策大綱」見直し (第4次) (令和4年(2022)年度～令和8(2026)年度)	
R 5 (2023) 年 3月		「かながわ自殺対策計画 (第2期)」 (令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)

2 新たな「自殺総合対策大綱」の素案

【パブリックコメント】令和4年8月15日（月）～8月28日（日）まで

第1 自殺総合対策の基本理念

＜誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す＞

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

＜自殺は、その多くが追い込まれた末の死である＞

＜年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている＞

＜新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進＞

＜地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する＞

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

第3 自殺総合対策の基本方針(続き)

4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏へ配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

後述

第5 自殺対策の数値目標

前大綱に引き続き、同様の数値目標を設定することとする。

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

2 新たな「自殺総合対策大綱」の素案

第1 自殺総合対策の基本理念

＜誰も自殺に追い込まれることの無い社会の実現を目指す＞

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

＜自殺は、その多くが追い込まれた末の死である＞

＜年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている＞

＜新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進＞ **新**

＜地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する＞

2 新たな「自殺総合対策大綱」の素案

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する

＜社会全体の自殺リスクを低下させる＞

＜生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす＞

2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

＜様々な分野の生きる支援との連携を強化する＞

＜地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者支援制度などとの連携＞

＜精神保健医療福祉施策との連携＞

＜孤独・孤立対策との連携＞ **新**

＜子ども家庭庁との連携＞ **新**

2 新たな「自殺総合対策大綱」の素案

第3 自殺総合対策の基本方針（続き）

3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

＜対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる＞

＜事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応の段階ごとに効果的な施策を講じる＞

＜自殺の事前対応の更に前段階での取組を推進する＞

4. 実践と啓発を両輪として推進する

＜自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する＞

＜自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する＞

＜マスメディア等の自主的な取組への期待＞

2 新たな「自殺総合対策大綱」の素案

第3 自殺総合対策の基本方針（続き）

5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

<国> <地方公共団体> <関係団体> <民間団体> <企業> <国民>

⇒それぞれのレベルで自殺対策に参画、推進する

6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏へ配慮する **新**

自殺対策基本法第9条の趣旨を踏まえ、自殺対策に取り組む

※参考

法第9条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

2 新たな「自殺総合対策大綱」の素案

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する **新**

2 新たな「自殺総合対策大綱」の素案

第5 自殺対策の数値目標

令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる

※「引き続き（前大綱と）同様の数値目標を設定することとする」としている

	大綱策定時の数値 (H27)	H28	H29	H30	R1	R2	改定大綱 目標値 (R7)
自殺死亡率 (全国・人口動態統計)	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	16.4	13.0以下
自殺死亡率 (県・人口動態統計)	16.8	14.6	15.1	14.4	13.4	15.6	—

2 新たな「自殺総合対策大綱」の素案

第6 推進体制等

1. 国における推進体制

- ⇒関係行政機関の緊密な連携・協力、施策相互間の十分な調整
- ⇒地域自殺対策計画策定ガイドラインの改訂版作成等の支援
- ⇒指定調査研究法人による地域レベルの取組支援

2. 地域における計画的な自殺対策の推進

- 次のことに関して国から地方公共団体への働きかけ
- ⇒自殺対策連絡協議会等における地域自殺対策計画の策定・見直し
- ⇒市町村における専任部署・職員の配置

3. 施策の評価及び管理

- ⇒自殺総合対策会議による施策、目標の評価・見直し
- ⇒ICTの活用による効果的な自殺対策の推進 **新**

4. 大綱の見直し

- ⇒おおむね5年を目途に見直しを行う

3 かながわ自殺対策計画（平成30年度～令和4年度）について

1 計画の基本理念

(1) 基本理念

- ◆ 「健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現」をめざします。
- ◆ 「孤立しない地域づくり」を進めます。

(2) 基本的認識

- ◆ 「自殺はその多くが追い込まれた末の死」
- ◆ 「自殺は、その多くが社会的な取組みで防ぐことのできる問題である」
- ◆ 「自殺を考えている人は悩みを抱え込みながらもサインを発している」

3 かながわ自殺対策計画（平成30年度～令和4年度）について

2 計画の基本方針

(1) 施策の視点

- ①世代別（若年層、中高年層、高齢者層）
- ②課題別（健康問題、経済・生活問題、勤務問題、家庭・学校問題等）

(2) 施策の方向性

- ◆「自殺は、その多くが社会的な取組みで防ぐことのできる問題である」という基本認識に基づき、多角的な観点から総合的に取り組む。
- ◆関係機関等が連携し、県民一人ひとりが主体となり、県全体で取り組む。
- ◆生きることを阻害する要因を減らし、生きることへの包括的支援に取り組む。

4 かながわ自殺対策計画（平成30年度～令和4年度）の目標と達成状況

1 全体目標

平成30年度（平成28年数値）から令和4年度までの5年間で、自殺死亡率（人口動態統計）を**15%以上減少**させる

	計画策定時の数値(H28)	H29	H30	R1	R2	目標値(R3)
自殺死亡率 (人口動態統計)	14.6	15.1	14.4	13.4	15.6	12.4以下

※例年9月頃に前年の結果公表

現時点で
目標未達成

4 かながわ自殺対策計画（平成30年度～令和4年度）の目標と達成状況

2 計画の目標値と計画事業進捗状況（34事業）

施策名	目標
① 自殺予防週間等における自殺対策街頭キャンペーン・講演会の実施	8箇所
② ストレスチェックホームページ・アプリ「こころナビかながわ」の運営	300,000件の運営
③ こころといのちの地域医療支援事業	5年間の受講修了者累計1,200人（政令市含む）
④ 自殺対策に関する出前講座	5年間の開催箇所累計60箇所
⑤ 自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修	5年間の受講修了者累計550人
⑥ ゲートキーパー養成研修	累計132,701人養成
⑦ ゲートキーパーフォローアップ研修	毎年度23機関以上の参加
⑧ 老人クラブとの連携によるゲートキーパー養成研修の実施	令和4年度末までに6箇所で実施
⑨ メンタルヘルス講演会の開催	毎年度1回開催

施策名	目標
⑩ 職場のハラスメント対策等	中小企業労働改善訪問370件/年
⑪ こころの電話相談	相談件数9,300件/年
⑫ アルコール依存症等対策の推進	5年間でアルコール相談員研修受講者数 累計300人
⑬ 薬物乱用防止の推進	5年間で薬物業務相談員研修受講者数 累計700人
⑭ 県立高等学校・県立中等教育学校へのスクールカウンセラー配置	令和4年度末までにスクールカウンセラー120人配置
⑮ 県立高等学校へのスクールソーシャルワーカー配置	スクールソーシャルワーカー 30人配置
⑯ 県立高等学校へのスクールメンター配置	毎年度スクールメンター30人配置
⑰ 県立高等学校・県立中等教育学校への自殺予防の啓発	累計1,400人（平成28～令和4年度）
⑱ 公立中学校へのスクールカウンセラー配置	県内中学校への配置100%

施策名	目標
⑲ 各教育事務所へのスクールソーシャルワーカー配置	スクールソーシャルワーカー 54人
⑳ 地域連携による高校生のこころサポート事業	5年間で参加者数500人
㉑ 県内公立学校への自殺予防の啓発	令和4年度末までに教諭以外の参加者34%
㉒ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）体制整備事業	令和4年度末までに18機関
㉓ いじめ防止対策推進法の推進	令和4年度末までに70%
㉔ うつ病講演会の開催	参加者数 累計500人
㉕ 依存症対策総合支援事業	依存症専門医療機関数10施設
㉖ 包括相談会の開催	4回

4 かながわ自殺対策計画（平成30年度～令和4年度）の目標と達成状況

2 計画の目標値と計画事業進捗状況（34事業）

施策名	目標
⑳ 暮らしとこころの相談会	4回
㉑ 発達障害支援体制の推進 (発達障害支援センターにおける 相談の実施)	利用者数 1,200/年
㉒ 高次脳機能障害巡回相談の 実施	45件/年
㉓ 自殺未遂者支援研修の実施	研修参加者80人×5年=累 計400人
㉔ ベッドサイド法律相談	9圏域で実施
㉕ 自死遺族の集いの開催	再度参加希望90%
㉖ 障がい者虐待防止対策	受講者数 100人/年
㉗ 民間団体の人材育成・電話相談 事業等に関する支援	1400人

達成度	達成度の目安	達成事業数 (計画事業34事業)
A判定	100%以上	17事業
B判定	70%以上 100%未満	9事業
C判定	50%以上 70%未満	5事業
D判定	20%以上 50%未満	0事業
E判定	20%未満	2事業

4 かながわ自殺対策計画（平成30年度～令和4年度）の目標と達成状況

3 計画事業の主な進捗状況

◆A判定（進捗率100%以上）の計画事業（抄）

施策名	計画策定時の数値	目標値 ※令和4年度末まで	進捗状況 ※令和2年度末まで
② ストレスチェックホームページ・アプリ「こころナビかながわ」の運営	78,000件	アクセス数累計 300,000件	380,224件（222.2%）
④ 自殺対策に関する出前講座	0箇所	60箇所	42箇所（116.7%）
⑥ ゲートキーパー養成研修	85,201人	132,701人	196,257人（389.7%）
⑮ 県立高等学校へのスクールソーシャルワーカー配置	20人	30人	30人（100%）
⑳ うつ病講演会の開催	0人	参加者数 累計500人	287人（143.5%）

4 かながわ自殺対策計画（平成30年度～令和4年度）の目標と達成状況

◆A判定（進捗率100%以上）の主な計画事業（抄）

施策名	計画策定時の数値	目標値 ※令和4年度末まで	進捗状況 ※令和2年度末まで
⑳ 包括相談会の開催	年4回	年4回	年4回（100%）
㉓ 自死遺族の集いの開催 ※再度参加を希望する者の割合	80%	90%	95%（105.6%）

◆E判定（進捗率20%以下）の主な計画事業

施策名	計画策定時の数値	目標値 ※令和4年度末まで	進捗状況 ※令和2年度末まで
㉑ メンタルヘルス講演会の開催	年1回開催	年1回開催	0回（0%） ※新型コロナウイルスの影響による
㉒ 県内公立学校への自殺予防の啓発 ※研修の実施	12%（養護教諭以外の参加者）	34%	10.1%（-15.8%）

5 かながわ自殺対策計画改定に係る骨子案

改定の概要

(1) 改定の趣旨

本県の自殺対策を総合的、効果的に推進するために「かながわ自殺対策計画」を改定する。

(2) 計画の性格

自殺対策基本法第13条第1項に基づく都道府県自殺対策計画である。

(3) 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

(4) 対象区域

県内全市町村とする。

5 かながわ自殺対策計画改定に係る骨子案

計画改定の考え方とポイント

- (1) 自殺対策基本法及び国の自殺総合対策大綱（令和4年9月閣議決定予定）との整合。
- (2) 県の関連計画（かながわグランドデザイン、神奈川男女共同参画推進プラン、保健医療計画、かながわ健康プラン21等）との整合。
- (3) 現計画の個別目標の達成状況等、本県の現状※を踏まえた対応。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における自殺の状況（令和3年12月24日 記者発表）等

5 かながわ自殺対策計画改定に係る骨子案

骨子案

第1章 はじめに

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間
- 4 計画の対象区域

第2章 計画改定の背景

- 1 自殺をめぐる現状
 - (1) 自殺者数と自殺死亡率
 - (2) 性別・年代別に見た自殺者の傾向
 - (3) 原因・動機別に見た自殺者の傾向
 - (4) 自殺者を取り巻く環境
- 2 かながわ自殺対策計画（平成30年度～令和4年度）の分析・評価
 - (1) かながわ自殺対策計画の達成状況
 - (2) かながわ自殺対策計画の取組状況

第3章 取組みの方向性

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本方針
- 3 全体目標
- 4 施策体系

第4章 施策展開

次ページ以降

第5章 推進体制及び進行管理

- 1 推進体制
- 2 進行管理
- 3 計画の目標値等

5 かながわ自殺対策計画改定に係る骨子案

第4章 施策展開について

<現行計画>

「かながわ自殺総合対策指針」に沿って作成

⇒ 「自殺総合対策大綱」と施策順序・構成が異なる

<改定計画>

自殺総合対策大綱との整合をより明確にするため、「新たな自殺総合対策大綱の素案」をもとに施策順序・構成を整理

5 かながわ自殺対策計画改定に係る骨子案

第4章 施策展開

- 1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
- 2 **県民**一人ひとりの気付きと見守りを促す
- 3 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- 4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- 6 社会全体の自殺リスクを低下させる
- 7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 8 遺された人への支援を充実する
- 9 民間団体との連携を強化する
- 10 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- 11 勤務問題による自殺対策を更に推進する
- 12 女性の自殺対策を更に推進する

5 かながわ自殺対策計画改定に係る骨子案

第4章 施策展開

新たな「自殺総合対策大綱」の素案		改定 県計画（案）		現行 県計画	
1	地域レベルの実践的な取組への支援を強化する	1	地域レベルの実践的な取組への支援を強化する	1	地域の自殺の実態を分析する
2	国民一人ひとりの気付きと見守りを促す	2	県民 一人ひとりの気付きと見守りを促す	2	自殺対策に関する普及啓発を推進する
3	自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する（※）	3	自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る	3	早期対応の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）を養成する
4	自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る	4	心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	4	あらゆる場面において、こころの健康づくりを進める
5	心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	5	適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	5	ICTの活用も含めた若年者への支援を進める
6	適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	6	社会全体の自殺リスクを低下させる	6	労働関係における自殺対策を進める
7	社会全体の自殺リスクを低下させる	7	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	7	うつ病対策を進める
8	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	8	遺された人への支援を充実する	8	ハイリスク者対策を進める
9	遺された人への支援を充実する	9	民間団体との連携を強化する	9	社会的な取組、環境整備を進める
10	民間団体との連携を強化する	10	子ども・若者の自殺対策を更に推進する	10	自殺未遂者支援を進める
11	子ども・若者の自殺対策を更に推進する	11	勤務問題による自殺対策を更に推進する	11	遺された人への支援を進める
12	勤務問題による自殺対策を更に推進する	12	女性の自殺対策を更に推進する	12	関係機関・民間団体との連携を強化する
13	女性の自殺対策を更に推進する				

5 かながわ自殺対策計画改定に係る骨子案

(参考) 個別施策イメージ

1 地域の自殺の実態を分析するとともに、地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

→ 自殺対策に関する統計、情報提供

2 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す

→ 予防週間、強化月間等での普及啓発、広報

→ 「いのちの授業」、SOSの出し方教育

3 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

→ ゲートキーパーの養成

→ かかりつけ医等へのうつ病患者への対応力向上研修

4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

→ 職場、地域、学校、災害時におけるこころのケア

5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

→ 精神科医療体制の充実

→ うつ病対策

6 社会全体の自殺リスクを低下させる

→ こころの電話相談等の相談事業

→ ICTを活用した自殺対策

→ 生活困窮、性的マイノリティ等ハイリスク者対策

5 かながわ自殺対策計画改定に係る骨子案

(参考) 個別施策イメージ

7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 救急搬送された未遂者、家族への支援（大学病院との連携）
- 未遂者支援研修
- ベッドサイド法律相談等、見守りの支援

8 遺された人への支援を充実する

- 自死遺族の集い、自死遺族相談

9 民間団体との連携を強化する

- 「かながわ自殺対策会議」における連携強化
- 民間団体の行う先駆的な自殺対策との連携

10 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- ICTを活用した自殺対策（再掲）
- SC、SSW等の配置

11 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策
- ハラスメント対策

12 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
- 女性への相談支援

6 今後のスケジュール

- 令和4年8月～9月 自殺対策に係る庁内会議・かながわ自殺対策会議
- 9月 精神保健福祉審議会・常任委員会報告（骨子案）
- 10月 庁内会議
- 11月 対策会議・審議会
- 12月 常任委員会報告（素案）・パブコメ
- 令和5年
 - 1月 庁内会議・対策会議・審議会
 - 3月 常任委員会報告（計画案）